

令和3年12月20日判決言渡

令和3年（行ケ）第10078号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和3年10月26日

判 決

5

原 告 株式会社ダイハチ

同訴訟代理人弁理士 石 原 啓 策

同 小 早 川 俊 一 郎

10

被 告 株式会社ベガスベガス

同訴訟代理人弁護士 藤 沼 光 太

同訴訟代理人弁理士 佐 々 木 實

15

同 押 本 泰 彦

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

特許庁が無効2019-890066号事件について令和3年5月18日
にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消しを求める事案で
ある。

25

- 1 特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いが無い。）。

(1) 被告は、「ベガス」の片仮名を横書きしてなり、平成29年12月26日に登録出願され、「娯楽施設の提供」を含む第41類に属する役務を指定役務とし、同30年9月14日に設定登録された、別紙「商標目録」記載のとおり
5 5 7号商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である。

(2) 原告は、令和元年11月8日付けで本件商標の指定役務中「娯楽施設の提供」の役務について商標登録無効審判を請求した。

(3) 特許庁は、上記請求を無効2019-890066号事件として審理を行い、令和3年5月18日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月27日、原告に送達された。
10

(4) 原告は、令和3年6月24日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決は、本件商標はその指定役務中「娯楽施設の提供」について商標法
15 3条1項3号に該当するものではないとしたが、その理由の要旨は、次のとおりである。

原告の提出した証拠をもって、本件商標の登録査定日より前に、我が国において「ベガス」の語が「ラスベガス」の略称として需要者に広く認識され、普通に使用されていたことを裏付けられるものではない。そうすると、本件商標
20 は、「娯楽施設の提供」の役務との関係において、役務の提供の場所あるいは役務の質等を直接的に表したものとして理解、認識されるとはいえないものであって、これを「娯楽施設の提供」の役務に使用しても、直接的な役務の質等を表示するものとはいえず、自他役務の識別標識としての機能を果たし得るもの
というべきである。

したがって、本件商標は、商標法3条1項3号に該当しない。
25

第3 当事者の主張

取消事由（商標法 3 条 1 項 3 号該当性判断の誤り）の存否に係る当事者の主張は、次のとおりである。

1 原告

(1) 次の事実に照らせば、「ベガス」の語は、米国ネバダ州南部にあるギャンブル等の娯楽施設、コンサート等のショービジネスの提供で有名な都市である Las Vegas（以下「ラスベガス」という。）の略称として広く一般に知られているといえる。

ア 我が国の代表的な国語辞典である「日本国語大辞典」（甲 2）、「大辞林」（甲 3）及び「大辞泉」（甲 4）並びに「現代用語の基礎知識 カタカナ外来語略語辞典」（甲 5）には、「ベガス」の語がラスベガスの略称として掲載されている。

「広辞苑」（甲 1 7）、「岩波国語辞典」（甲 1 8）、「旺文社国語辞典」（甲 1 9）、「角川最新国語辞典」（甲 2 0）、「新英和中辞典」（甲 2 1）、「English Dictionary for Advanced Learners」（甲 2 2）に「ベガス」の語が掲載されず、当然ながら「ベガス」の語がラスベガスの略称として記載されていないとしても、辞典はそれぞれ掲載基準も目的も異なり、全ての辞典に掲載されている地名等は現実的に存在し得ないのであるから、全ての辞典に掲載されていないから一般に広く知られた語でないとはいえない。

イ 「ベガス」の語をラスベガスの略称として使用しているウェブサイト記事（甲 6 ないし 1 3， 6 8 ないし 7 5， 1 0 2）や新聞記事（甲 5 5 ないし 6 7， 7 6 ないし 9 3）が多数存在するほか、「ベガス」の語がラスベガスの略称として広く使用された結果として、「ベガス」の語の前後に別の語等を付加して使用することで識別性を保つに至っている使用例（甲 9 4 ないし 1 0 1）も相当数見受けられる。

なお、上記各記事では、「ベガス」の語は字数制限のある見出しに用いら

れているものであるが、見出しは、読者が記事内容を一見して把握することができるように読者に配慮して記事内容を抜粋・凝縮し構成しているものであるから、見出しにおける「ベガス」の語は、この語がラスベガスと一致していると、読者が当たり前に認識できるものであることを前提として用いられたものである。

5

- (2) 前記(1)の事実によると、本件商標を「娯楽施設の提供」について使用した場合、本件商標は、ラスベガスに関連のある役務の提供をすること、すなわち、単に役務の提供の場所、質（内容）、その他の特性、特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であって、識別標識としての機能を果たし得るものではない。

10

2 被告

- (1) 原告が提出する証拠からは、「ベガス」の語がラスベガスの略称であることが一般に広く知られているものとはいえない。

ア 広く一般に知られているとは、需要者・取引者に広く知られていることを意味するものであり、原告指摘の辞典に記載されていることが示されても、「ベガス」の語がラスベガスの略称であることが需要者・取引者に広く知られていることを証明したことにならないし、そもそも多くの辞典には「ベガス」の語は掲載されていない。

15

イ 原告が提出する記事は、これまで存在してきた数多くの記事の中のごく一部の記事の見出しでの使用例にすぎず、また、これらのほぼ全ての記事の本文中において「ラスベガス」との語が用いられており、「ベガス」の語が単体で用いられているものではない。このことは、「ベガス」の語は「ラスベガス」の語と共に用いなければ、需要者・取引者にラスベガスを意味するものと認識されないことを示しているのであり、「ベガス」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られているとは認められない。また、「ベガス」の語が法人名、店名又はサービス名の一部を構成するものとして使

20

25

用されているからといって、これらにおける「ベガス」の語がラスベガスの略称として使用されているとはいえない。

(2) 前記(1)のとおり、本件商標に自他役務識別機能がないとはいえない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実は、次のとおりである。

(1) 「ラスベガス」の語について

「ラスベガス」の語は「Las Vegas」を日本語で表したものと認められるところ、スペイン語で肥沃な土地を意味する（甲21, 23）。

「ラスベガス」と称する有名な都市としては、少なくとも、米国ニューメキシコ州ラスベガスと米国ネバダ州ラスベガスの2か所が存在するが（甲23）、我が国では、賭博を中心とする娯楽サービスを提供することでよく知られたネバダ州ラスベガス（「ラスベガス」）がまず想起される。

(2) 「ベガス」の語について

ア 「精選版 日本国語大辞典 第三巻」（小学館，2006年。甲2）には、「ベガス」との見出し語に『「ラスベガス」の略称。』との説明が、「大辞林 第三版」（三省堂，2006年。甲3）には、「ベガス【Vegas】」との見出し語に「ラスベガスの略称。」との説明が、「大辞泉【第二版】 下巻」（小学館，2012年。甲4）には、「ベガス【Vegas】」との見出し語に『「ラスベガス」の略称。』との説明が、「現代用語の基礎知識 カタカナ外来語略語辞典 第5版」（自由国民社，2013年。甲5）には、「ベガス【和←Las Vegas】」との見出し語に「ラスベガス。アメリカのネバダ州の賭博と娯楽の都市。」との説明がそれぞれ掲載されている。

イ 別紙「記事一覧」記載の各記事（いずれもインターネット版を含む。）が新聞又は雑誌に掲載されている（なお、原告が提出するその余の証拠に係るその他の記事は、「ベガス」の語が法人名、店名又はサービス名・商品名

の一部を構成しているにすぎないものや、「ベガス」の語を掲載するウェブサイトの利用者数の程度が本件証拠上全く把握できないものであり、いずれも又はこれらを併せても「ベガス」の語の周知度の認定を左右するに足るものではない。)

5 2 検討

(1) 前記1(2)アの事実によると、「ベガス」の語が有する意味として、少なくとも、ラスベガスの略称が含まれることは明らかである。しかしながら、辞典はその語の内容を示すものにすぎないから、辞典に掲載されているからといって、直ちに、その語が広く一般に知られていることを示すものではないし、
10 辞典はそれぞれに掲載基準が異なるから、ある語がどの辞典に掲載されどの辞典に掲載されていないかや、その語が掲載された辞典の数の多寡によって、直ちに、その語が広く一般に知られているか否かが判明するものでもない。

そこで、実際の用例をしてみると、前記1(2)イのとおり、全国紙若しくはその地方版、全国誌又はそれらに関するウェブサイトに「ベガス」がラス
15 ベガスの略称として用いられた例が相当数あることが見て取れ、その中には、当時我が国では著名であった事件に関するもので、本件商標出願時より約40年前に発刊されたもの(別紙「記事一覧」②)も存在する。しかしながら、それら記事を子細にみると、そのほとんどは、「ベガス」の語が見出しにのみ用いられ、記事本文中では「ベガス」の語ではなく「ラスベガス」の語が用
20 いられているものであって(同③はそもそも記事本文が不明である。)、そのほか、ほぼ全てが、記事本文中に「ベガス」の語が米国内の地名であることを推知する記載があったり、記事内容が賭博に関する事実を報道する文脈で用いられているものである。

そうすると、本件証拠からは、ラスベガスの略称を意味するために「ベガス」の語を単独で用いることが我が国で定着しているものとは認め難く、「ベ
25 ガス」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られているとまでは認め

得ない。

- (2) 「ベガス」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られているとまで認め得ないことは前記(1)のとおりであるが、無効審判請求の対象役務である「娯楽施設の提供」の役務の関係において本件商標に接した取引者・需要者
- 5
- については、これと異なる事情が存在するか否かについて、更に検討する。

役務が「娯楽施設の提供」である以上、国外の地であるラスベガスがその提供の場所を表すものとは、通常理解され難い。また、我が国では「ラスベガス」の語と賭博場のイメージとが観念上強固に結び付いているところ、「娯楽施設の提供」の役務の中には、本来、「賭博場の提供」の役務は含まれないと解されることにも鑑みると、取引者・需要者は、「娯楽施設の提供」の役務との関係において本件商標に接したとしても、ラスベガスを直ちに想起し、あるいは役務の質や内容がラスベガスに関連のあるものであると理解するとはいえず、「ベガス」の語からなる本件商標は、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないとはいえないというべきであり、「娯楽施設の提供」の役務

10

において、「ベガス」の語がラスベガスとの関連性を表示するものとして取引上一般に用いられている事情を認めるに足りる証拠はない。

15

そうすると、「娯楽施設の提供」の役務についてみても、「ベガス」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られていると認めることはできないから、その余の点について検討するまでもなく、本件商標は商標法3条1項3号の商標とはいえないというべきである。

20

3 原告の主張について

- (1) 原告は、「ベガス」の語がラスベガスの略称として我が国の代表的な国語辞典に該当する複数の辞典に掲載されているから、これを掲載していない辞典があっても「ベガス」の語が広く一般に広く知られた語でないとはいえない旨主張するが、前記2(1)に説示するとおり、辞典への掲載の事実からは、その語が広く一般に知られているとも知られていないとも両様にいえることで
- 25

あり，周知性の有無に直結するものではないから，その主張を採用することはできない。

(2) 原告は，見出しは，読者が記事内容を一見して把握することができるように構成されたものであるから，「ベガス」の語がラスベガスの略称であることを読者が認識できることが前提とされている旨主張する。

しかしながら，見出しは，記事内容を厳しい字数制限の下に端的に示さなければならないものであり，記事の性質によっては広く一般に知られている語のみから構成できない場合もあり，あくまで記事本文と一体となって情報を伝えるものであるから，見出しに用いられているからといって，その語が広く一般に知られているものであるとは直ちにいえぬ。現に，ラスベガスの略称として「ベガス」の語を使用した記事のほとんどにおいて，記事本文では「ラスベガス」の語が改めて用いられていることは，前記2(1)に説示するとおりであり，これは，「ベガス」の語単体では読者にラスベガスと理解されないことに備えたものと解される。そうすると，見出しに「ベガス」の語が用いられていたとしても，このことから，この語がラスベガスの略称として広く一般に知られていることが裏付けられているとはいえない。

したがって，原告の上記主張を採用することはできない。

(3) そのほかにも，原告はるる主張するが，いずれの点についても，前記(1)の認定判断を左右し得ない。

4 結論

よって，本件商標は商標法3条1項3号に該当する商標とはいえ，取消事由は理由がないから，原告の請求を棄却することとして，主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

菅 野 雅 之

5

裁判官

本 吉 弘 行

10

裁判官

中 村 恭

15

(別紙)

商標目録

商標

ベガス

5

登録番号 商標登録第6080857号

登録出願日 平成29年12月26日

登録査定日 平成30年 8月14日

設定登録日 平成30年 9月14日

10

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第41類「当せん金付証票の発売， 技芸・スポーツ又は知識の教授， 献体に関する情報の提供， 献体の手配， セミナーの企画・運営又は開催， 動物の調教， 植物の供覧， 動物の供覧， 電子出版物の提供， 図書及び記録の供覧， 図書の貸与， 美術品の展示， 庭園の供覧， 洞窟の供覧， 書籍の制作， 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営， 映画の上映・制作又は配給， 演芸の上演， 演劇の演出又は上演， 音楽の演奏， 放送番組の制作， 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）， 放送番組の制作における演出， 映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作， スポーツの興行の企画・運営又は開催， 興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）， 競馬の企画・運営又は開催， 競輪の企画・運営又は開催， 競艇の企画・運営又は開催， 小型自動車競走の企画・運営又は開催， 音

15

20

25

5

響用又は映像用のスタジオの提供，運動施設の提供，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，興行場の座席の手配，映画機械器具の貸与，映写フィルムの貸与，楽器の貸与，運動用具の貸与，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，ネガフィルムの貸与，ポジフィルムの貸与，おもちゃの貸与，遊園地用機械器具の貸与，遊戯用器具の貸与，書画の貸与，写真の撮影，通訳，翻訳，カメラの貸与，光学機械器具の貸与」

10

以上

(別紙)

記事一覧

- ① 産経新聞インターネット版東京朝刊2018年2月20日(甲7)に「マカ
5 オカジノ急伸 売り上げベガス抜く勢い」との見出しの下に「中国政府が唯一
公式にカジノを認める特別行政区のマカオが今年、米国のラスベガスを抜き世
界一のカジノ都市となりそうな勢いを見せている。・・・」との記事本文。
- ② 毎日新聞1980年(昭和55年)4月11日(甲55)に「ベガスの“常
連” 『最低6回』はAに密着し」との見出しの下に「ラスベガスのカジノには
10 夜も昼もない。・・・このバカラゲームが八年後にBを国会議員の座から引きず
り降ろすことになった。・・・」との記事本文。
- ③ 日経産業新聞1986年8月22日(甲56)に「ベガスのカジノ“管理”,
日本SE一客の信用情報システム受注。」との見出しの下に「ソフト開発の日本
SE・・・は米国ラスベガスのホテルからホテルとカジノの管理システムを受
15 注した。・・・」との記事本文。
- ④ 日経流通新聞1987年2月19日(甲57)に「ビデオテックスーベガス
のホテルショー事情通は意外や大阪人?(新市場・消費者)」との見出しの下に
「・・・関西の主要ホテルのほか、東京、札幌のホテル空き室状況がわかる。
さらにロサンゼルス、ラスベガス、シンガポールのホテルのイベント情報など
20 を検索できる。・・・」との記事本文。
- ⑤ 日経産業新聞1988年2月15日(甲58)に「マネーアミューズメント
(1)世界のギャンブル市場ーベガスのカジノを狙え。」との見出しの下に「・・・
カジノ百五十五カ所、年間総収入三十六億六千八百万ドルーこれが“カジノの
都”ラスベガスのある米国ネバダ州の年間ギャンブル市場規模(・・・)だ。・・・
25 こうした中で日本資本の進出がラスベガスの話題を独占している。・・・」との
記事本文。

- ⑥ 日経産業新聞 1989年2月1日(甲59)に「NHIチェーン、ベガスとクウェートの2ホテル新規加盟。」との見出しの下に「・・・新規加盟ホテルは米国ラスベガスの・・・。ラスベガスのホテルは大規模なカジノと・・・を備えたリゾート型ホテルである。・・・」との記事本文。
- 5 ⑦ 日本経済新聞 1990年8月30日(甲60)に「ベガスの高級ホテル売ります、米MGM、2億ドル以上で一日本の投資家などに狙い。」との見出しの下に「米ラスベガスの高級ホテル・カジノ、・・・が身売りされる。・・・」との記事本文。
- 10 ⑧ 日経産業新聞 1994年8月18日(甲61)に「MGMグランド、摩天楼をテーマにベガスに娯楽施設。」との見出しの下に「米ホテル・カジノ大手のMGMグランド(ネバダ州)は・・・ラスベガスにニューヨークの摩天楼を題材にした複合レジャー施設・・・を新設する。・・・」との記事本文。
- 15 ⑨ 日経流通新聞 1994年11月10日(甲62)に「シグマ、ベガス滞在3日、カジノ旅行企画一顧客開拓狙う。」との見出しの下に「アミューズメント(A M)施設の運営などを手掛けるシグマ(・・・)は十一月から一カ月間、開催するスロットマシンゲームのキャンペーンの一環として、米国・ラスベガスツアーを行う。・・・」との記事本文。
- 20 ⑩ 日本経済新聞 1998年6月1日(甲63)に「ベガスへひとつ飛び(今週のキーワード)」との見出しの下に「米ノースウエスト航空は6月1日から、成田ーラスベガス間のノンストップ便の運航を始める。・・・」との記事本文。
- 25 ⑪ 日経速報ニュース 2014年2月24日(甲64)に「ボクシングC、次の海外興行はシンガポールか 聖地ベガスも(アジアBiz)」との見出しの下に「D氏はさらに『もし可能であれば、年内に米国で、できればラスベガスで戦わせたい』とも語り、ボクシング興行の『聖地』ラスベガスでの一戦を検討していることを明らかにした。・・・」との記事本文。
- ⑫ 日本経済新聞 2016年11月7日(甲65)に「ボクシング世界戦、E、

王者ならず一夢舞台ベガスで31歳E完敗。」との見出しの下に「・・・『いつか本場ラスベガスで世界戦を』という長年の夢はかなえた。『もう一回、米国に帰ってきたい。ボクシングは奥が深くて楽しい』。・・・」との記事本文。

- 5 ⑬ 日経流通新聞2000年11月28日(甲66)に「ワクワクの旅(16)ベガスでも同じ、もてなしが重要(千客万来)」との見出し(本文不明)。
- ⑭ 読売新聞東京夕刊2003年1月31日(甲67)に「NY・ベガス グラビアアイドル2人が体験の旅 16日、フジ系」との見出しの下に「・・・『グラビアアイドルNY&ベガスの旅 It's SHOWTIME!!』が・・・放送される。・・・FとGは、先月三十一日から今月八日までアメリカ滞在。・・・」との記事本文。
- 10 ⑮ PRESIDENT Online(プレジデントオンライン)2017年8月14日(甲68)に「カジノ解禁で『一攫千金』を狙えるか?」との見出しの下に「・・・米国ラスベガスの実話に基づく小説が原作の映画『カジノ』は、主人公がカジノ・ビジネスの旨みを語るモノログで始まる。『合法的に現金がザクザク入る』、『シャンパンに宿泊サービス、群がる女たちと酒。すべて客の金を巻き上げる“仕掛け”だ。それがベガス。勝つのは我々。客に勝ち目はない』。・・・」との記事本文。
- 15 ⑯ SankeiBiz(サンケイビズ)2017年2月4日(甲71)に「日本は既に『ギャンブル大国』マカオやベガス越える超巨大市場、暮らしに浸透」との見出しの下に「カジノを含めた統合型リゾート施設(IR)整備促進法が国会で成立したことで、政府はパチンコや競馬などを含めた依存症対策に本腰を入れようとしている。昨年末には関係閣僚会議も設置したが、23兆円超の巨大市場であるパチンコの存在などを考えると日本は既に世界的な『ギャンブル大国』であることが分かる。・・・」との記事本文。
- 20 ⑰ zakzak by 夕刊フジ2019年5月12日(甲73)に「【新・カジノ情報局】ベガスは家族連れで楽しめるアトラクションがズラリ!」との見出しの下

に「トップスターによるショーや『シルク・ドゥ・ソレイユ』、ハイレベルなマジックなどともに、ラスベガスに多くの人を集めるようになったコンテンツが、ここでしか見ることのできないアトラクションの数々だ。・・・約10年ほどは、ここがベガスの必見スポットとして君臨した。それにとって代わったのが、いまやベガスを紹介する写真や映像に必ず登場する、ベラージオホテル前のビッグな噴水ショーだ。・・・」との記事本文。

⑱ The New York Times 東洋経済オンライン2019年7月31日（甲75）に「ベガス緊急事態！ バッタ『超大量発生』の恐怖」との見出しの下に「バッタの一種、パリッド・ウィングド・グラスホッパー（・・・）の大群が7月下旬にラスベガスに到来。・・・」との記事本文。

⑲ 日本経済新聞地方経済面茨城2005年9月14日（甲76）に「守屋市長H氏一守谷の先に『ベガス』誘致（利根往来）」との見出しの下に「『つくばエクスプレス（TX）の沿線開発は東京よりの千葉や埼玉はよいが、茨城県の守谷より先が大変だ。ラスベガスを持ってくるくらいのことをしないとだめだ』と話す。・・・」との記事本文。

⑳ 毎日新聞大阪夕刊2014年5月13日（甲81）に「カジノ：大阪誘致、外資も注目 日本のベガス、超先物買い 法案審議入り前、府庁詣で続々」との見出しの下に「カジノ関連業者が相次いで『大阪府庁詣で』をしている。先月から国内外の4社がI知事を訪れ、週内に他の3社が面会予定だ。・・・」との記事本文。

以上